

9月 無料相談

相談項目	日	時	場所・相談内容など	連絡先
行政相談	9日(木) 30日(木)	13:00~15:00	総合ケアセンター南三陸1階相談室	総務課総務法令係 ☎46-1370
求職・求人相談	月・水・金曜日	9:00~16:30	役場1階無料職業紹介所 求職者…町内居住者、町内就業希望者 求人企業…町内に事業所を有する企業	無料職業紹介所 ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日	9:00~15:00	役場1階消費生活相談所 悪質商法・事業者との契約トラブルなどの消費生活に関する相談	消費生活相談所 ☎29-6215
生活相談	9日(木) 30日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸1階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	9日(木) 30日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸1階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
	21日(火)		歌津総合支所相談室	歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111
生活困窮相談	2日(木) 16日(木)	13:30~15:00	総合ケアセンター南三陸1階相談室	宮城県北部自立相談支援センター ☎0225-25-7607
	9日(木)		歌津総合支所相談室	
妊婦相談・赤ちゃん相談	毎週月曜日	13:00~17:00	総合ケアセンター南三陸 妊婦さんの相談、子どもの発育や育児に関する相談など	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
HIV・クラミジア・梅毒検査	第1回 14日(火) 第2回 28日(火)	13:00~15:00 <予約受付> 平日 8:30~17:15	気仙沼保健福祉事務所 エイズ、クラミジア、梅毒に感染しているかどうかを調べる血液検査(匿名で受けることができます) ※個別に対応しますので、事前予約が必要です。 予約期限:第1回 10日(金)正午まで 第2回 24日(金)正午まで	気仙沼保健所 ☎22-6662
食生活相談	毎週 月~金曜日	8:30~17:00	総合ケアセンター南三陸 子どもから高齢者までの食事に関する相談など(来所または電話相談)。 ※来所相談希望の人は、事前予約をお願いします。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
アルコール専門相談・家族教室	21日(火)	家族教室 13:00~14:10 専門相談 14:30~	宮城県気仙沼保健所 お酒の飲み方や、周りの人との関係などでお困りの人(本人・家族・周囲の人)の相談に応じます。事前予約が必要です。 予約期限:14日(火)まで 東北会病院 鈴木(精神保健福祉士)	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113 気仙沼保健福祉事務所 ☎21-1356
断酒例会	27日(月)	14:00~15:30	気仙沼市小泉公民館(気仙沼市本吉町平貝29-1) お酒で苦しんできた人やその家族が、語ったり聴いたりする場です。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113 宮城県断酒会事務局 ☎022-214-1870
がんなんでも相談	毎週 月~金曜日	9:00~16:00	宮城県対がん協会 がんに関する悩み、不安、疑問など、医師または看護師が無料で相談に応じます。 がん患者とその家族、友人などどなたでも相談できます。	宮城県がん総合支援センター ☎022-263-1560

※各種相談日のうち祝日は休みとなります。

高齢者肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌は肺炎を引き起こす主な病原菌の一つです。肺炎球菌ワクチンを接種することにより、肺炎予防や肺炎にかかっても、軽い症状で済むことが期待できます。法律上の接種を受ける義務はありませんが、希望する人は医療機関へ直接お申し込みください。

●助成期間 令和4年3月31日まで

●接種方法 接種は各医療機関での個別接種となります。(要予約)

※南三陸町、気仙沼市以外の医療機関で接種を希望する人は、事前に予診票を発行しますので保健福祉課健康増進係にお越しいただくかご連絡ください。

●対象者・料金等

①南三陸町に住所がある人で、下の表の年齢の人

②60歳以上65歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器に重い障害のある人やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害のある人

対象年齢	接種回数	自己負担金
65歳(昭和31年4月2日~昭和32年4月1日)	1回 (過去に1回も接種したことがない人)	4,500円 (生活保護の人は無料)
70歳(昭和26年4月2日~昭和27年4月1日)		
75歳(昭和21年4月2日~昭和22年4月1日)		
80歳(昭和16年4月2日~昭和17年4月1日)		
85歳(昭和11年4月2日~昭和12年4月1日)		
90歳(昭和6年4月2日~昭和7年4月1日)		
95歳(大正15年4月2日~昭和2年4月1日)		
100歳(大正10年4月2日~大正11年4月1日)		

☎保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

ご注意ください

- ①今までに一度でも23価肺炎球菌予防接種を受けたことがある人は助成対象外です。
- ②新型コロナワクチンとの接種は前後2週間の間隔をあける必要があります。

南三陸町
就労奨励金
のお知らせ

町内で新たに働きだした人を応援!!

町では、町内中小企業者などへ就業した新規学卒者およびU・Iターン者が一定期間継続して雇用された場合に就労奨励金を支給します。

●対象者

- ・新規学卒者(学校の教育課程および訓練課程を終了後3カ月以内に事業者へ雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する者であって、町内の中学校を卒業した者)
 - ・Uターン者(町内に一度住所を有していた者で、転出から1年が経過した後に再度転入し、かつ、事業者へ雇用された日において50歳以下の者)
 - ・Iターン者(過去において町内に一度も住所を有していなかった者で、本町に転入し、かつ、事業者へ雇用された日において50歳以下の者)
- ※いずれも住所が南三陸町にあることが条件です。

●雇用条件

常用労働者(雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された労働者)として6カ月以上雇用されている者

●支給額

- (1)継続して6カ月以上雇用された場合…20万円支給
 - (2)継続して18カ月以上雇用された場合…10万円支給
- ※(1)(2)をまとめた申請はできません。それぞれの期間が経過した時点において申請をする必要があります。

●申請に必要な書類

- ①申請書②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し③新規学卒者は住民票、Uターン者またはIターン者は戸籍の附票の写し④雇用契約書または雇用通知書の写し⑤出勤簿の写しまたはこれに代わるもの⑥新規学卒者は直近に終了した学校の卒業証書の写しまたはこれに代わるもの⑦納税証明書
- ※①の申請書は、商工観光課に備え付けのほか、ホームページからダウンロードできます。

●申請期限

雇用された日から起算して6カ月または18カ月を経過する日の属する月の翌月20日まで

☎商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385